

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項(河川法施行令第10条の2)

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - 主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針の案の作成

意見聴取

(一級河川)
社会資本整備審議会

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める
中期的な具体的な整備の内容
(計画対象期間:20~30年程度)

定める事項(河川法施行令第10条の3)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
 - 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要
 - 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第16条の2

河川整備計画の案の作成

意見聴取

意見を反映させるために必要な措置

学識経験者

関係住民

意見聴取

(一級河川)
関係都道府県知事

河川整備計画の決定・公表

河川工事・河川の維持

安倍川水系河川整備計画の策定経緯

- 学識経験者等からのご意見を聞く場として「安倍川流域委員会」を平成15年8月に設立し、平成19年には「住民意見交換会」を開催。静岡県知事へ意見照会等を経て、平成20年3月に「安倍川水系河川整備計画」を公表した。

地域を洪水から守るため河川の整備を行います。

● 現状と課題

■ 堤防の整備状況

堤防から洪水があふれないようにします。▶

堤防が整備されていない区間や堤防の高さや幅が不足している区間が残されています。



安倍川右岸8k.0k付近 慈悲尾地先

■ 現況河床の堆積状況

河床を下げます。▶

下流では河床が高くなっており、洪水の流れが堤防に向かう可能性が高く、堤防の危険性が増えています。



安倍川左岸6.0k付近

■ 河岸の侵食状況

高水敷や堤防を削られにくくします。▶

河岸侵食が発生し、堤防が危険となります。



安倍川
平成12年9月洪水(左岸11.75k付近)
河岸侵食幅50m

■ 霞堤開口部、支川合流点の現状

支川に洪水が逆流しにくくします。▶

急流河川の安倍川の治水は霞堤からはじまり、治水効果をあげてきましたが、一方このような浸水の恐れのある区域の一部では宅地化が進行しています。



大門川合流点

● 整備内容

観測史上最大流量を記録した昭和54年10月洪水と同規模の流量を安全に流すようにします。

堤防強化

高水敷整備

河道掘削

河道掘削(砂利採取規制計画)

堤防整備

- **堤防整備**
昭和54年10月洪水と同規模の流量が流れても安全なように堤防を仕上げます。
- **堤防強化**
浸食に耐えるよう護岸の強化や水刺の設置等を行います。また、深遠対策として堤防断面の拡大等を行います。
- **河道掘削**
昭和54年10月洪水と同規模の流量が流れても安全なように掘削において河床を維持します。また安倍川において行う砂利採取規制計画による河道掘削においても河床を低下させ、掘削土砂を河川工事、海岸の豊田工事、養材利用の優先順位で活用し、海岸侵食を防止させないような掘削を行います。
- **高水敷整備**
堤防を守るために高水敷の整備を行います。
- **霞堤開口部、支川合流点対策**
治水効果のある広域の機能を維持するとともに昭和54年10月洪水と同規模の流量が流れても宅地に浸水しないように浸水対策の整備を行います。また流域内で土地利用が進行しないよう土地利用や掘削の検討等を行います。
- **地震・津波対策**
緊急河川保護計画を策定し、震災時に河川管理施設を早急に復旧するとともに、県・市等の単位事業を緊急事業、国道1号等の重要路線の運行を確保にし、広域の災害復旧に参与します。

※今後の河道の変化やモニタリング等により、掘削箇所及び工事内容については変更することがあります。



凡 例

- 堤防整備、堤防強化
- 河道掘削
- 高水敷整備
- 霞堤開口部・支川合流点対策
- 緊急用河川敷道路の整備
- OK

OK 河口・合流点からの距離

安倍川水系河川整備計画の変更内容 ①

- 「安倍川水系河川整備計画」を公表した平成20年3月当時は、「安倍川総合土砂管理計画」の策定に向け、「安倍川総合土砂管理計画検討委員会(平成19年3月設立)」より助言を得て検討を進めている段階であった。

8. 総合土砂管理

土砂生産域から海岸域に至る総合的な土砂管理を実施していくため、「安倍川総合土砂管理計画検討委員会」において検討を進め、関係機関等との連携のもと必要な対策を実施する。

また、継続的な土砂管理の実施についても「社会順応型マネージメント」により行っていくものとする。

土砂管理計画検討の具体的な内容は以下のとおりとし、必要に応じて検討内容を適宜変更するものとする。

(1) 土砂生産・流出域領域での施策

- ①. 急激な土砂流出を調整するとともに、静岡・清水海岸の砂浜に寄与する土砂を安全に流出させるため、土砂生産を抑制するための山腹工等や既設の砂防えん堤を透過型にするなどの対策を行う等、砂防管理者との連携を図る。

【今後行うモニタリング】

河床変動状況、縦断的な河床材料の分布等の把握を向上させ、砂防えん堤等の上下流等での局所的な河床変動・粒径の変化等を把握するため、流量調査や崩壊地の調査を継続して上流からの供給土砂量のデータの蓄積を図り、また、山地河川領域での水文量(水位、流量)の観測を十分に実施する。

以上より、今後以下のモニタリングを実施していく。

- ・縦横断測量
- ・砂防えん堤直上直下や橋梁下流を含めた河床材料調査
- ・流量観測
- ・流量観測(本川、支川)
- ・崩壊地調査(量、質)

(2) 河道域での施策(玉機橋～河口テラス)

- ①. 当面は、年間約25万m³の河道中央での河道掘削試行に対するモニタリング等の結果を踏まえ、河道掘削による河床低下と海域への土砂供給の両立が出来る河道掘削量及び掘削方法について検討する。

海域において必要となる土砂量計15万m³(安倍川からの現況漂砂量年間約10万m³及びサンドバイパス量年間約5万m³の計)必要となる土砂量が増えることにより砂浜の復元スピードや離岸堤等の施設必要量が変わるため海岸としては最小必要量の位置付け)及び上流よりの土砂量年間約40万m³(中部の比堆砂量より推定、当該地点の流量は今後検討予定)を考慮に入れ、河道掘削量や掘削方法についての検討を行う。検討にあたっては駿河湾沿岸海岸保全基本計画との整合をとるものとする。

- ②. 洪水が流下できる河道断面の確保及び河川管理施設等の機能の維持を目的とする管理河床高を検討する。
- ③. 河道掘削による河床低下と土砂を流しやすい河道断面の設定による河床低下について比較を行い、急流土砂河川における土砂対策を検討する。
- ④. 掘削土砂の静岡・清水海岸の養浜への活用を図る。

【今後行うモニタリング】

当面25万m³/年の河道中央での掘削を実施することから、その効果、影響を把握するため、以下のモニタリングを継続、実施していく。

- ・縦横断測量
- ・LP測量
- ・河床材料調査
- ・砂利採取調査(量、質)

(3) 海岸域での施策

- ①. 安倍川河口テラスから三保半島までの各領域での外力や地形変動特性等に応じた、沿岸方向の土砂移動の連続性を確保・回復するために、海岸管理者のサンドバイパス、離岸堤、人工リーフ等の対策の実施において連携を図っていく。

【今後行うモニタリング】

深淺測量による海岸の土量変化を調査し、養浜や砂利採取規制の効果を確認してきているが、当該海岸沖での波浪観測データの蓄積、底質の調査、沖への流出土砂量の明確化、養浜による漁業への影響の確認を目的に海岸管理者において行われる「深淺測量」「波浪観測」等のモニタリングに対して情報共有を行っていく。

(4) 総合的な土砂管理の推進

山地領域、河川領域、海岸領域の各々の課題を解決することと合わせて、健全な流砂系に向けて土砂移動の連続性を質・量の観点から検討し、バランスのとれた対策を行う。

流砂系全体の健全な維持管理を実現するため、関係機関と連携を図り、更なるデータの蓄積やモニタリングによる新たな知見を踏まえ、総合的な土砂管理に関する調査研究を継続し、土砂管理計画の適宜見直しを行う。

総合的な土砂管理を進めていく上で、土砂生産域から海岸(漂砂端部)に至るまでの中小出水、大出水における本川・支川での通過量を含めた一連の粒径別土砂移動の実態について定量的に精度よく把握するために継続的にモニタリングを実施していく。

総合的な土砂管理の考え方として「土砂管理の基本原則」「目指すべき姿」「土砂管理目標」について設定していく。

土砂管理による効果・影響を評価し、必要に応じて土砂管理計画を見直ししながら持続的に望ましい姿へ向かっていく目標管理を行っていく。

※「安倍川水系河川整備計画H20.3.27」の抜粋

安倍川水系河川整備計画の変更内容 ②

- 「安倍川総合土砂管理計画」における各領域での事業メニューは以下のとおりである。
- 「総合土砂管理計画」全体の議論をする中で、土砂管理対策の具体的な内容については、「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」での助言を受け決定する。
- 必要に応じて、「安倍川水系河川整備計画」等の河川の整備の実施に関する事項について変更を行う。

表 9-1 各領域での事業メニュー（案）

領域	事業メニュー（案）
土砂生産・流出領域 (支川・溪流含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土砂流出を抑制するための砂防事業を推進 ・モニタリングにより砂防事業等による土砂動態変化を監視
山地河川領域	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤の維持管理、河床低下箇所の回復 ・当面はモニタリングにより、砂防堰堤下流等の河床変動状況を監視
中・下流河川領域	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削河道^{※1}まで年間 20 万 m³の掘削を実施 ・河道の変化を監視するためのモニタリングを実施 ・河道中央付近の掘削を実施 ・掘削河道整備後は維持掘削を実施 ・大規模出水が発生した際は、緊急掘削を実施 ・河口テラスの状況を監視するためのモニタリングを実施 ・堤防防護、河岸防護のための対策を実施
海岸領域(静岡・清水)	<ul style="list-style-type: none"> ・養浜(サンドバイパス、サンドリサイクル)の実施 ・海岸保全施設(離岸堤、突堤)の整備 ・海岸線の回復過程、回復状態、河口テラスの状況を監視するためのモニタリングを実施

※1: 掘削河道・・・大規模出水のピーク流量時に堆積が生じても、河川整備計画流量を計画高水位以下で流下可能となるように堆積分を考慮して掘削した河道

※「安倍川総合土砂管理計画H25.7」の抜粋
 ※資料の青枠箇所は、河川事業に該当する箇所

安倍川水系河川整備計画の変更手続き

- 「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」からの助言により、河川整備計画を変更する場合には「安倍川水系河川整備計画(変更(案))」を作成するための、河川法第16条の2第3項における、学識経験者への意見聴取とする。
- なお、専門の異なる分野の学識経験者等からの意見聴取が必要な場合は、別途、実施することとする。

河川法第16条の2

必要に応じて実施

河川整備計画(変更(案))
の作成

意見聴取

学識経験者

「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ
委員会」等

意見を反映させるために必要な措置

関係住民

パブリックコメント、資料縦覧等(予定)

意見聴取

関係都道府県知事

河川整備計画(変更)
の決定・公表